

## 国と東京都の実務者協議会の開催について

平成 31 年 1 月 25 日  
内閣官房長官決裁  
令和元年 7 月 9 日  
一部 改正  
令和 2 年 7 月 30 日  
一部 改正  
令和 3 年 7 月 15 日  
一部 改正  
令和 3 年 11 月 12 日  
一部 改正  
令和 4 年 7 月 22 日  
一部 改正  
令和 5 年 7 月 25 日  
一部 改正  
令和 6 年 7 月 29 日  
一部 改正  
令和 7 年 8 月 5 日  
一部 改正

- 1 東京の活力の増進により、我が国全体の発展を促進する観点から、国と連携が必要な東京都の重要な施策について、実務者による国と東京都の協議を行うため、国と東京都の実務者協議会（以下「協議会」という。）を開催する。
- 2 協議会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるとときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補（内政担当）

構成員（関係府省）

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

内閣府大臣官房政策立案総括審議官

総務省大臣官房総括審議官

財務省大臣官房総括審議官

国土交通省総合政策局長

（東京都）

東京都副知事

東京都政策企画局長

東京都技監

東京都総務局長

東京都財務局長

東京都教育委員会教育長

- 3 協議会の庶務は、東京都の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。